

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成27年9月24日（木）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 三 浦 透（横浜地方裁判所第2刑事部部総括判事）

裁判官 國 井 恒 志（横浜地方裁判所第2刑事部判事）

検察官 藤 井 理（横浜地方検察庁検事）

弁護士 千 歳 博 信（横浜弁護士会所属）

裁判員経験者1番 50代 女性 （主婦） （以下「1番」と略記）

裁判員経験者3番 80代 女性 （無職） （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 70代 女性 （主婦） （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 50代 男性 （会社員） （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 40代 女性 （会社員） （以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。

私は、本日、司会を務めます第2刑事部の部総括裁判官をしております三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は昨年の4月から横浜地裁に参りまして、裁判員裁判の裁判長をさせていただいております。

本日は、いろいろな事件を経験されました裁判員の方々5名においでいただきましたので、裁判員裁判を経験されてお感じになったところ、率直なところをお話しただいて、裁判所、検察庁、弁護士会にとって役に立つお話をしていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

私以外の法曹三者といたしまして、検察官、弁護士、裁判官、一人ずつ来ておりますので、まずは自己紹介のほうをお願いいたします。

検察官からどうぞ。

(検察官)

検察官の藤井と申します。

私は今年の4月から横浜の裁判所で裁判の立会いというのをやっております。それ以前は福岡、広島で裁判員裁判を経験してまいりました。よろしくお願いいたします。

(司会者)

それでは、千歳弁護士、どうぞ。

(弁護士)

弁護士の千歳と申します。よろしくお願いいたします。

私はちょうど先週、9月18日に裁判員裁判の判決がありまして、本当に終わったばかりの状況で、こういう形で参加することになっております。裁判員の経験者の皆様のいろいろな御意見などを伺いまして、今後の参考にさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(司会者)

では、裁判官、どうぞ。

(裁判官)

裁判官の國井でございます。よろしくお願いいたします。

私は三浦部長と同じ第2刑事部で、同じく昨年4月から一緒に裁判員裁判をしています。よろしくお願いいたします。

(司会者)

それでは、裁判員経験者の方にお話をいただきたいと思いますが、順番に私のほうでどのような事件だったかということをもっと簡単にお話しした上で、総括的な感想を、どんなことでも結構ですので、裁判員を経験されてお感じになったことを、まず最初に一言おっしゃっていただきたいと思います。

まず、1番の方ですが、1番の裁判員経験者の方が経験された事件は、女性の被告人が、当時1歳の長男に対し、殺意を持って胸部や腹部を包丁で多数回、突き刺

したけれども、殺害の目的を遂げなかったという殺人未遂の事案と聞いております。そして、事実には争いはなくて、また、被告人が精神的な問題によって心神耗弱であることも争いがなかったということです。審理、評議、判決を含めて5日間の日程で行われました。

では、感想をお願いいたします。

(1番)

病気で精神的に耗弱しているということで、そこにとらわれて、どちらが正しいんだろう、この罰はどこまで重たいんだろうということで、かなり葛藤がありました。いまだに分からないといったら分からないんですけれども、病気であるということで、そんなに刑が軽くなっていいんだろうかと、やっぱりそのところが一番考えるところで、素人の考えかもしれませんが、やはり罪は罪なんだから、これだけ重たいことをしてしまったのだから、やはり公平に罪を被る、ちゃんと更生すべきじゃないかっていうこととか、そういうところがいまだに引きずって、はっきり分かりません。

(司会者)

ありがとうございました。

本日、2番として予定されていた方は、御都合で欠席ですので、次に3番の方に伺いたいと思います。

3番の方が御経験された事件は、**精神障害者**支援施設に入居していた被告人が、施設職員の被告人への対応に不満を抱いて、施設職員の顔面にカビ取り用洗剤を掛けた上、包丁でその腹部及び頸部を突いて殺害しようとしたが、未遂にとどまったという事件です。公訴事実には争いはなくて、争点は中止未遂の成否と量刑ということでした。審理、評議、判決を含めて6日間の日程で行われました。

では、感想をお願いいたします。

(3番)

私が裁判員制度を知って、もし選ばれたら、やってみたいというのがまず最初の

印象でした。なぜかという、私、新聞を見ては、しょっちゅう過激なことを言っていたんです。「これは刑が軽いだらう。私だったら、これはもっと長いし、死刑だっていいんじゃない。」みたいなことを家族に言っていて。ここへ来て、精神の病気について少し勉強させていただいたり、それから、NPOの施設の方々の事実を見たり、被告人を見たりすると、病気があるから刑は甘くなっちゃいけないというのは分かっています。だけれども、何かどこか哀れになっちゃうっていうのがあって。私が今、引きずっているのは、あのとき、もっと冷静に見なきゃいけなかったなという反省はあって、新聞を見て私が自分自身で怒ったというのは、あれは多分、新聞の上だけの話で、現実に行くと裁判っていうのは「何年でしょ。」というのは言えなくて。「じゃ、何年にしますか。」と言われたときに、もう本当にどうしようか、逃げ出したいくらい分かりませんでした。一番「ああ、すごいな。」と思ったのは、かみ砕いて素人に分かるようにお話くださった裁判官の方々は、相当忍耐強いなということでした。情に流されず、公平な意見を、もちろんお仕事だからでしょうけれども、でも、「これはすごいな。」と。だけれど、もう一度、私がこういうことに遭遇したら、もっと別の考えがあったんじゃないかっていうのが一つ反省としてあります。

それで、いまだにどこかで何かあると、冷静に考えようっていうのは残っていて、年齢も年齢ですから、そんなに長く生きないと思うけれども、これからの生活ではとってもいい勉強をさせていただいたと思って感謝していますけれども、後悔はいっぱいあります。反省しています。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、続きまして4番の方ですが、4番の方が経験された事件は、被告人が短刀を用いて、タクシー運転手である被害者を殺害してでも金品を強取しようとしたけれども、金品強取、殺害のいずれも遂げなかったという強盗殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反の事案ということです。争点は、タクシーの外で一連の行為

があったわけですが、その過程での暴行の態様や殺意の有無だったと伺っています。
審理、評議、判決を含めて6日間の日程で行われました。

では、感想をお願いします。

(4番)

実は、この事件を聞いて、正直な話、殺人じゃなくてよかったなと私自身、思いました。というのは、全然素人なもんですから、刑をどのぐらいっていうのが全然見当も付かなかったんですが、法廷で弁護人の方が話されると、もっともだと思われし、検察官の方が話されても、もっともだと思いました。その間、いろんな資料をいただいて、分かりやすい資料に基づきながら裁判官の話を聞きながら、皆さんでいろいろすり合わせながら、結局、求刑に近い懲役になってしまったんですけれども、皆さん最後には、若いから更生して社会に来てほしいという気持ちでした。

そのときに、最後に主文を話された裁判長の声が、すごく朗々として、すごく気持ちが入って入っていて、被告人は、母親が話しをされても全然身動きもしなかったんですが、最後の裁判長の言葉でもってちょっと涙を浮かべて、そういうしぐさがあったんで、私たちも感動してしまったんですけれども。やっぱりそれでよかったのかなという気持ちで。母親の方も一応、述べたんですけれども、私と母親とは年が少し近かったせいもあって、母親の情も、何か気持ちも揺れました。

(司会者)

ありがとうございました。

では、続きまして5番の方ですが、5番の方が経験された事件は、被告人が実の父親に対して殺意をもって散弾銃を発射して死亡させたという殺人と、併せて、散弾銃の携帯という銃砲刀剣類所持等取締法違反の事案ということです。事実関係に争いはなくて、争点は量刑で、殺害に至る経緯などが問題となったと伺っています。
審理、評議、判決を含めて8日間の日程でした。

では、感想をお願いします。

(5番)

この機会は、私たちが、罪を犯したとはいえ、一人の人間を裁くことを考えなくてはいけないという重さを非常にまず感じました。責任あることかなと思うと同時に、一人一人の命とかいうことを考えるには、いいきっかけになっているんじゃないかなと。私は、この事件を担当するちょうど1年前に、自分の父親を病気で亡くしておりまして、生きたい人が亡くなる一方で、簡単に散弾銃で殺してしまう犯人がいるということで、ものすごい矛盾を感じながら臨みました。まず、第一印象からいくと、自分の父親を殺意を持って殺すというのは、私は絶対もう許されないこと、極端に分かりやすく言ってしまうと、死刑か無期懲役しかないだろうというような気持ちで臨みました。ただ、一方で、裁判が始まり、犯人の生い立ち、いわゆる父親から暴力を受けたとか、お母さんが暴力を受けた、内縁の妻も暴力を受けたとか、そもそも、実のお母さんがいて内縁の妻もいるという、お父さん自身も問題があった、もちろんそういう生活環境も考慮すべき事実があったんだろうなと。一方で、大幅な、何でしたっけ、弁護側が、ほぼ、情状酌量すれば、何か、無罪とは言いませんけれども。

(裁判官)

2年6か月まで減刑という。

(5番)

そうそう、そうです。そういう主張をされたんですね。検察官の方は、懲役20年。だから、ものすごい開きがあって、今、おっしゃったように、何をどこに着眼して考えればいいんだろうっていうことを、皆さん、戸惑っていて。結構、裁判員同士の中でもいろんな意見が出ました。最終的には判決どおりの結果になったわけなんですけれども。

8日間って長いような期間ではありましたが、弁護人の方から聞く話、あるいは証人の方の話、あるいは被告人の話だけから、この被告人には殺意を抱くようなやむを得ないような動機が本当にあったのかなというのは、いまだにちょっとよく分からないところがあります。ただ、いろいろその後の社会生活を見ていると、

十分一人の社会人として、成人として、いろいろ仕事もしながら生きていくということができていたわけですし、判断できる材料はあったんじゃないかなということで、精神鑑定でも特に異常があったという話になっていなかったのも、一人の大人、社会人としての罪はやっぱり背負うべきだろうという判断に至ったのが今回の裁判だったかなと思います。

一つ、ちょっと分からなかったのが、いわゆる死体遺棄の段階で、実のお母さんとか内縁のお母さんも一緒に手伝っていたんですけども、その方々の罪はどこにあるんだろうなというのが、とうとうそこまでよく分からないで、直接的な加害者だけを裁くということになって。その現場にもいました、死体も一緒に運んだといった方々は一体どうなったんだろうというのが、今日、今でも疑問で残っているところであります。

(司会者)

ありがとうございました。

多分、被告人以外の方の罪がどう問われたかというのは、その事件の中では少なくとも明らかになっていないので分からないことなのかなと思いますが、問われていないかもしれないし、問われているかもしれないと言えないと思います。

それでは、続きまして6番の方ですが、6番の方が経験されました事件は、被告人が母親の内縁の夫である被害者を折り畳みナイフで頸部を多数回突き刺すなどして殺害して、その後、警察署の駐車場で飛び出しナイフ4本を所持したという殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反の事案です。事実には争いはなく、争点は量刑でしたが、被告人は精神の病気に罹患しており、睡眠薬を多量に服用してもうろう状態になった上、母親を手錠でつないで、その後、犯行に及んだという、かなり特異な事案だったと聞いております。審理、評議、判決を含めて5日間の日程でした。

では、感想をお願いいたします。

(6番)

まず、裁判員裁判の候補者に選ばれたということで封書が届いたときにまず驚い

て、それで、地裁のほうに来て最初に、選ばれたらどうしようかなって、どうなんだろうっていう興味はあったんですけども、なったらなったで、自分自身しっかり意見を言えたらなと思いながらやらせてもらいました。

期間的には5日間ぐらいだったんですが、簡単に言うとすごく短い。事件の割には評議をする時間がなさ過ぎるなと思いました。人を裁くのに、この時間内で、この人数でやるには、もうちょっと評議をしてしっかり、ちょっと複雑な事件だと私は思ったので、もうちょっと時間が欲しかったなっていうのがあります。

もう一つは、法廷に入ったときに、刑事もののドラマのとおり、まさしくこれだなというので、緊張のあまりだったんですけども、「ああ、同じだ。」と思いました。それで、そこで質問できる、裁判員の方が質問できるときもありますよというふうに言われたんですけども、まず、できる雰囲気ではないと思いました。そこで、顔が分かっているんで、被告人を目の前にして、刑も十何年ぐらいで出てきちゃいますよね。道端で偶然ということがあり得るので、やっぱり言いづらいな、聞きづらいなっていう雰囲気にはなっているなと思いました。そこが、いいんだか悪いんだかよく分からないんですけども。私はしっかり向き合いたかったんで、内縁のお父さんを30回以上、もう数十か所以上も刺しているという事件で、理不尽な事件だなっていうのがすごく思ったんですね、この事件を聞いて。それで、簡単に言うと、病気を理由に弁護側の人を守っているんですけども、違うんじゃないかなと。今、ニュースでも、弁護人って、何かと病気を理由に刑を軽くしていくっていうのがまさしくこれだなと。それでいいのかなと思いながらこの裁判員裁判をさせてもらったんですけども、被告人の生い立ちとかを話していくと、結局、裁判員の方も情が移ったのか、ちょっと分からないんですけども、10年ちょっとの刑がすごく軽く感じて、腑に落ちないという印象ではありました。

弁護側の人、裁判をやっているときに、一生懸命弁護するんですけども、刑を軽くするための弁護なのかと。その人のことを本当に思って、ちゃんと次の事件が起こらないように、刑を軽くするだけではなくて、しっかりそういう事件の内容

とかも向き合って刑を言ってきているのかなって思いました。余りにも、検察側と弁護側の求めている懲役というか、幅があり過ぎるなっていうのが感じられた事件でもあります。

お母さんもちょっと病気を持っている方で、被告人も精神の病気を患っていたのですが、この病気はこういうのですよって、ちょっと難し過ぎて分かりづらいんですよ。話を聞いていくと、だんだん分かるんですけども、こういう内容の病気なんだなと。もうちょっとそこをかみ砕いて、一般の人に分かるように説明も入れてもらえると、弁護側の人それが言ってきているので、一部に入れてもらえるとちょうど分かるのかなというのもありました。

検察側の人説明が、ちょっと難しい言葉とか、今回、ナイフがいっぱい出てきて、ナイフの説明がすごい多かったんですね。何センチ何ミリのこういう型でと言われても、ずっとナイフの説明をされているので、実際、事件の話っていうのが出てくるんですけども、ずっとナイフの話なので、本音を言うと、飽きてきちゃうんですよ。もう、見て、大体こういうナイフなんだと私たちは単純に思うんですけども、事件的にはそういうふうにちゃんと検証といって、刺した箇所を調べたりするのに必要なのかもしれないんですけども、もうちょっと違う、事件を追って、彼の何でこういうことになったという、証拠とかもしつかり説明をしてもらいたかったなと。証拠とか結構あったんですけども、何かあやふやというか、はっきり言えていない部分があって、検察側の説明がちょっと分かりづらく、逆に弁護側の説明が分かりやすかったっていう事件でもあったような気がします。今回のこの事件は。

ただ、救われたというか、評議のときに裁判官がすごく和やかというか、緊張しないように声を掛けていただいて、皆さんの評議の意見の中で、流されていいですよっていうわけじゃないんですけども、こう思ったらこういうふうに素直に自分の思いをどんどん話していいですよって、評議の中ではあったので、結構そういう場面ではよかったなと。だから、話し合いのときも結構いろんなお話が、逆

に裁判員の方で評議できたのはあったなというのは感じました。

今回、この事件で、最終的には人を一人、これだけの重い事件でも、こんなに短い期間で判決が下されるっていうところにすごく疑問と不満と、この先どうなるんだろうという思いで今も思っていますし、そのときもそういう思いで横浜地裁から帰らせてもらった思いでありました。

(司会者)

ありがとうございます。

貴重な御指摘がたくさんあったところですが、順番に、手続の順を追って、御指摘があった点を取り上げて、また御意見を伺いたいと思います。

今回、参加された方々が御経験された事件は、強盗殺人未遂があるほかは、殺人の既遂と殺人の未遂ということで、なぜか殺人絡みの事件が集中したんですが、偶然だと思いますけれども。その中で、皆さんが実際に刑を決める際に、どうしているのか、かなり迷われたようですし、また、病気があるというふうな被告人が多くて、そういったものを刑にどういうふうに反映させたらいいのかと。あるいは、その病気自体の理解というのがなかなか簡単ではないなというところが、皆さんの御意見の中からうかがえたところだと思います。

では順番にいきますけれども、まず、選任手続があつて選任されて、その後、実際に法廷に入る期日になったと思うんですが、法廷に入る前はほとんど予備知識というのは、起訴状は御覧になっているんでしょうけれども、あまり分からない状態ですよね。法廷に入って冒頭手続が行われて、被告人が事実を認めるとか争うとか、そういったことを言って、その後、検察官と弁護人からそれぞれ冒頭陳述というのがあったと思います。皆さん、お手元に御自分で経験された資料があると思いますので、それを見ながら思い出していただきたいと思うんですが、この冒頭陳述というのが、多分、詳しい情報としては初めて接するものだと思うんですが、これを聞いてといいますか、この書面と口頭で話を聞いたものと両方あると思うんですが、それですっと分かったのか、そこでまず、つまづいてしまったのか、ここら辺につ

いて伺ってみたいと思うんですが、いかがでしょうか。

順番を少しずつずらしていきたいと思いますので、3番の方に伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(3番)

法廷に入ったというだけで、多少、私、初めての世界ですから。全部、皆さん下の方にいらっしゃるし、それだけで緊張を多少していたと思うので、一生懸命聞いていたんですけれども、言葉は入ってくるんですけれども、全部理解できたかっという、私はちょっと。それで、評議の部屋へ戻っていろんな書類を見せていただいて、「ああ、そうだったのか。」それから、それで理解できて。検察官も弁護人も言葉は、素人が初めて聞くには難しかったんですけれども、理解できないというより、私が理解できなかったのかもしれない。上っ面は分かるんですけれども、じゃ、もう一回全部説明しなさいって言われたら、すぐにできたかどうか分かりません。でも、評議室へ戻って裁判長さんがいろいろ説明してくださって、それは非常によく分かりました。

(司会者)

最初の点ですけれども、まず法廷に入って、言葉は入ってきても、その場で理解するのはかなり難しいという、多分緊張されているからですね。これはどうしたらいいでしょうね。私たちとしても多分、いきなり審理に入る前に、1回法廷を見てもらったりとか、そういうことは多分、多くの部でやっていると思うんですけれども、それでもやっぱり緊張しますかね。

(3番)

ええ。それと、毎日、同じ人が来ているっていうのも、絵を描いている人とか、一生懸命文章を書いていて、あとで何かこれ売るんだという話も聞いたりして。面白いこともあるんだなっていうのは実感でした。それと、あとでそういう話が出るかもしれないんですけれども、ここで言っちゃってもいいでしょうか。

(司会者)

どうぞ。

(3番)

国選弁護人と自分で自費で雇った弁護人とでは、費用が違うんですか。

(弁護士)

はい、違いますね。

(3番)

熱心さも違いますか。

(弁護士)

弁護士会というか弁護士の建前としては、国選弁護人も私選弁護人も、同じ内容で同じ質で弁護活動を行うということでやっています。

(3番)

私、何が一番驚いたって、法廷で口も押さえずにあくびをした弁護人がいたってこと。私、これはおかしいだろうと思ったんですね。あくびは出ると思います。でも、私は素人だから一生懸命理解しようと思って聞いていた。でも、ちょうど見えるところで、「ああ」ってやったときには、私、これは法廷を侮辱しているよと思って、最後の日に書いて帰りました。これは、私、本当に一番ショックでした。

(司会者)

それは最初の期日ということではなくて、途中、どこかの段階でですか。

(3番)

はい。公判の何日目かです。

(司会者)

はい、分かりました。

それから、冒頭陳述で言葉が若干難しいものがあったというお話でしたが、例えばどの辺でしょうか。

(3番)

そこまではちょっと今、いただいた資料にどこかに書いてあったんですけれども、

これ、全部持ってこなかったんで。

(司会者)

冒頭陳述の要旨を見ても、すぐには思い出せませんか。

(3 番)

ええ、思い出せないですけども、それは単純に私が理解できなかったという、理解っていうか、ずっと頭に入らなかったということかもしれませんから、これは、検察官や弁護人の責任じゃないと思います。

(司会者)

はい、分かりました。

では、次に4 番の方に伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(4 番)

私の場合は、皆さんの事件と違って、殺人未遂と銃刀法だったんですが、冒頭陳述は、両方ともすごく分かりやすい言葉で説明していただきまして、内容が分かりやすかったです。

それに、殺意があったかなかったかっていうところで、馬乗りになって、どの程度けがをしたかっていうのを裁判官のお二人が実際に実演していただきまして、ナイフの代わりに定規を持たれて、ちゃんとそのナイフでやった後の傷が定規の跡で付いてしまって、やっぱりそれは本当だったんだっていう実演まで行っていただいて、すごく分かりやすかったです。

(司会者)

第1 日目はいかがでしたでしょうか。

(4 番)

弁護人の方もすごく分かりやすかったです。資料もすごく見やすく、その後も、評議室に入って皆さんと話し合うにも、いろんなことで分かりやすくお互いに話し合いました。

(司会者)

検察官の冒頭陳述要旨も弁護人の冒頭陳述も、図式化されて非常にきれいに整理されているようですね。

(4 番)

ええ、そうですね。それで分かりやすかったのと、内容が皆さんほど複雑ではなかったもので、対二人だけの関係だったもので、それは分かりやすかったです。

(司会者)

ありがとうございます。

では次に、5 番の方に伺いたいと思います。

(5 番)

たしか、検察官の冒頭陳述って、これはパワーポイントか何か映像を使いませんでしたっけ。

(司会者)

こちらで残っている資料は、冒頭陳述要旨というのがA 3、1 枚の紙になっていますが。

(5 番)

そうですね。分かりやすかったです。検察官の説明は分かりやすかったなというのは覚えています。

一方、弁護人サイドは、今、メモがこうやってありますけれども、当日、何もなかったような気がするんですね。資料が何もなかったような気がして、みんなで「分かりにくかったね。」って話とかをしたような記憶が。すみません、ちょっと記憶違いだったら申しわけないんですけども。後からメモを配られたかな。当日、何しろ、そのときには、非常に弁護側のお話が分かりにくかったです。

中身も、検察側は犯行状況を中心とした話なので比較的分かりやすいんですが、このメモを御覧いただくとおり、弁護側は感情とか生育歴とか、そういうところを細かく話していったもんですから、直接、事件からイメージできるものとも離れていった中身を、ある個人について、たしか資料もなく話をされたんで、非常に分か

りにくかったなという記憶が残っています。

冒頭陳述については、以上のような印象です。

(司会者)

そうすると、弁護人の冒頭陳述メモというのは、配られたのだと思いますが、冒頭陳述がなされた後に配られたのではないかという御記憶ですかね。

(5 番)

ええ。記憶が。裁判官が、差し替えるとか何とか、何しろ弁護側の資料がばたばたしていた印象がありますね。記憶では、間に合っていなかった気がします、当日、たしか。

(司会者)

そうですか。多分、また後でいろいろお話があるかと思いますが、検察官の冒頭陳述と弁護人の冒頭陳述というのは若干機能が違って、検察官は全ての事実について立証する責任がありますから、全体像をまず表すと。弁護人は弁護人として、ここを指摘したいというところを書くので、弁護人の冒頭陳述はどうしても全体像をカバーしなくなる傾向があるんですね。そういったことも分かりにくさの一つの要因になるのかなと思います。

(5 番)

そうかもしれないですね。

(司会者)

それでは、続きまして6 番の方、お願いいたします。

(6 番)

簡単に言うと、検察側のこの紙だけだったら、すごく分かりやすかったんですよ。あと、モニターというか、あれで出てきて、ただ、あまり説明がなくばんばん出たので、これは何の場面なんだろうとか、先ほどお母さんが手錠を掛けられている場面の写真があったんだけど、これは何で手錠を掛けられているんだろうという、不思議なっていうか、ちょっと疑問に思うことが、もうちょっとストーリー

に合わせてああいうのも流してもらえるといいのかなと思ったりした印象はあります。検察側のほうは時間とかその流れが、簡単な流れが書いてあったので、本当に分かりやすかったです。

逆に弁護側は、本当に病気を理由にっていう感じで、ここを強調しているなという、それで、どんな感じで話してくるのかなっていうのが、すごく興味があった内容ではありましたね。

(司会者)

ありがとうございます。

先ほどの写真が出てきたっていうのは、その後の証拠調べの場面ですかね。

(6 番)

後のところですかね。もう半年以上たっちゃって、すごく複雑な事件だったんですみません。ただ、この紙だけだと、本当に検察側のほうが分かりやすかったです。ただ、話を聞いてみると、これだけつくっているんだから、もうちょっと分かりやすくしてくれたらよかったなっていう。

(司会者)

先の話に入ってしまうようではありますけれども、写真が、何のための写真がここに出てくるのかというのが十分に分からなかったということでしょうか。

(6 番)

一応、証拠として、多分そのときの事件とか、そういう場所とかの写真だったと思うんですけれども、ぱんぱんとナイフとかいろいろ、ばあっと出てくるんですよ。出てくるんですけれども、この事件の説明と照らし合わせて出てくるならいいんですけれども、最初にぱんぱんと出てくるんですね。検察官のお話というか、簡単過ぎちゃって、疑問に思ったんですよ。お母さんが手錠を掛けられて、こんな写真を見せられても、何で手錠を掛けられているんだろうっていう。それで、私が、「じゃ、裁判官の人に聞いてみますか。」と言っていたら、ちょうど説明が後から、実は被告人が、お母さんを動けないようにするために自分で買っていた手錠を掛けて、お風

呂場のところに、タオルか何か掛けるところに掛けて、動けないようにしたときの、その外された状態で外で掛けた手錠のところで。説明があると、もうちょっと。はい。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。

では、1 番さん、お願いします。

(1 番)

検察官の冒頭陳述のほう詳しいとおっしゃっていましたがけれども、確かに細かいところ、例えば、被告人の経歴っていうものとか、要するに、どういうふうにしてきたか、その人間性の部分を私たちはやっぱり知らないと先に進めなかったんですね。それで、一応、病気があるということと、あと、全然違う、前歴に万引き歴があるっていうことをそのときに説明してあるんですね。「そんなのもあったのか。」っていう感じの、ちょっと付け足すような感じがありまして、病気でこういう事件を起こしたと思っていたのが、万引き歴もあるんだっていうことが、普通に自然に言葉として流れていって、えっと思ったけれども、誰もそこに質問する暇がないというか、そういうところがありました。

次、弁護人の冒頭陳述では、そういうことに関しては全く触れていなくて、ただ病気の経歴とか、そういうものをさらっと。それで、動機などを説明しているっていうことで。ちょっと矛盾、万引き歴とかあるんだったら、もっとそこもきちんと説明してほしいというか、そういうことを感じました。

それで、「じゃ、これは一体どういうことなんだろうね。」っていうことで、ちょっと裁判員同士、「ここ、分からないね。」というふうな話は出ました。

(司会者)

ありがとうございます。

1 番さんの事件も、精神的な問題が被告人にあって、心神耗弱だったということですよ。

(1 番)

はい。

(司会者)

検察官の冒頭陳述に、責任能力についての説明がかなり詳しく書かれていたと思いますけれども、責任能力についてのお話というのを聞いたのは、ここが初めての場面ですか。

(1 番)

はい、そうですね。

(司会者)

そうすると、この検察官の冒頭陳述の説明を聞いて、完全責任能力とは、心神耗弱とは、心神喪失とはというのは、ずっと理解できましたか。

(1 番)

やはり中に出てくる病名ですよ。心神耗弱と言っても、以前から精神的な病気があっってお薬を飲んでいたので突然やめてしまったがゆえに起こってしまう症状のことで、ほとんどの方が初めて聞いた言葉というのがあって、そのとき、初めて説明を聞いて知ったんですけれども、そういうことだと、またちょっと、ただ病気があったっていうだけではなくて、やはり薬をやめてしまうっていうことは一つの間違えでもあり、またそれに関わる医師のアドバイスとか、そういうものにも何か事件に関係してくるんじゃないとか、いろんなことがかかってくるので、もっと病状とかその人の経歴は詳しく順序立てて最初に言ってほしかったなっていう部分はあります。

(司会者)

この冒頭陳述に、表というか図式化されて責任能力の説明があるんですが、これについての印象はいかがでしょうか。

(1 番)

ちょっと、ぱっと見たらぴんと来なくて、最初は。そうですね。何かこれだけで

はないだろうみたいな印象があります。

(司会者)

これは後で、例えば評議の場で、裁判官とお話ししたりしながら、こういう疑問は解消していったんですか。

(1 番)

そうですね。ただ、やはり取り方が人によって違って、完全に理解できたかっていうと、人によって違うと思います。

(司会者)

なるほど。ありがとうございました。

では、一通り冒頭陳述についての感想を伺ったところで、検察官、弁護士から、何か御質問等ありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(弁護士)

まず弁護人の役割、冒頭陳述に関しての弁護人の悩みというんですかね。非常に困っているなということを簡単に御説明してから、質問させていただきたいんですが、弁護人にとって冒頭陳述というものをどういうふうにつくっていくのかというのは、非常に難しいものでして、それは弁論要旨といって一番最後に主張として求めるものと違って、冒頭陳述というのは、これからこういう主張をしていきますよ、ここに注目してくださいねといった、これからのことについて説明するものですので、その点で、非常に作りにくいというのが実際、印象としてあります。なので、どうしても冒頭陳述のイメージというものを弁護人として作りにくいというものがあって、それを今日、できれば、何かしら参考になるものがあるなと思っているんです。

一つちょっと御質問をさせていただきたいと思っているのは、私、以前、冒頭陳述をつくるときには、パワーポイントを使って、その冒頭陳述に合わせて日めくりカレンダーのようにいろいろな文字を画面に映して、一つ一つぺらぺらと言葉を説明していったということをやっていたんですが、ここ最近、ちょっとそれは間が悪

いというか、あまり評判もよくないという印象があったのでやめているんですが、先ほど、特に3番さんでしたか1番さんでしたか、要するに、その印象がない、冒頭陳述の印象がほとんどないという話をお伺いしていると、パワーポイントでのそういう説明といったものも一定の意味があるのかなというふうにちょっと思ったんですね。

一つ、3番さんに御質問したいんですけども、今回の冒頭陳述で、例えば弁護人から、画面に実際にそういう言葉であるとか文字とか文章みたいなものを示しながら説明をしたほうが、結果としては印象が残ったと思われるのかどうか、その辺のところを確認させていただけたらなと思ったんですけども。

(3番)

弁護人と検察官とお話ししているときに、本当に合った絵が出なかった。それで、ちょっとずれていた。本当にこんなに慎重に、画面の中へきちっと話ししているのを入れるのは大変だろうなと思って伺っていましたから、3番の私が見ていた範囲では、ぴったり合っていました。それで、よく分かりました、そのほうが。

(弁護士)

やはり、じゃ、そういう形で画面と言葉を一致させた、そういうものがあったほうが分かりやすいと、そういうことでしょうか。

(3番)

ええ。それで、場合によっては、裸のこのおなか刺されちゃったようなところは、私たちの前にあるのには出ている。だけれども、傍聴席のほうには、その裸のおなかは出ていなかったです。だから、それは適切だったなと思って。

(弁護士)

証拠調べのところですかね。

(3番)

はい。いろいろなこのお話の画面に。

(弁護士)

じゃ、全般的な弁護人としての活動の中でも、画面で何かの説明があったほうが分かりやすいという感じでしょうか。

(3番)

はい。何パーセント増しで分かるかって言われたら、それはちょっと分からないですが、ないよりは。それから、ぱらぱら出ちゃって分からないよりは、お話ししているのがここへ出ているというのは分かりいいです、素人は。

(弁護士)

分かりました。ありがとうございます。

(司会者)

検察官、いかがでしょうか。

(検察官)

最近、検察官の冒頭陳述というのは少しずつ短くなっているんですけども、1番の方のときとかは、かなり情報をたくさん載せた冒頭陳述をしているんですが、だんだん少し少な目の、5番さん、6番さんの頃の冒頭陳述のように、最初の冒頭陳述は割に情報が少なめという方向で動いているんですけども、それぞれ皆さん、自分の冒頭陳述しか御覧になっていないとは思いますが、どうでしょう。最初にしっかり書いてあるほうが分かりやすいなということなのか、最初はさらっというほうが分かりやすいのかなっていうところは、どんな印象をお持ちでしょうか。

(5番)

今、簡単にと言っていました、要点は書いてあって、概要と出てくる人間の相関図とか、時間軸的な経過とかが書いてあって、全容を理解する意味では非常に私は分かりやすくて、このぐらいの、A3、1枚ぐらいのこういったもので、コンパクトでよかったかなと思いますけれども。

(検察官)

ありがとうございます。

例えば、3番さん、あるいは4番さんのものは、かなりしっかり書き込んである

とは思いますが。

(3番)

私は一番最初の日が、法廷のリハーサルの本番、初めてでこれを伺っているので、そのときには、これは多分、見ていません。こっちは。これだけで行っていたと思う。あったかどうか記憶が。でも、だからきっと言葉があまりよく分からないような、ばあっと言われて、全部理解できていなかったというか。

(検察官)

割とこの紙は印象が薄いということですかね。

(3番)

はい。これは多分、法廷から帰ってきた後にいただいていたような。法廷では見ていなかった。

(検察官)

4番の方もこれも割とかなり情報を多目にしているんですけれども、印象にぱっと上られましたでしょうか。

(4番)

すごく字が大きくて枚数が多かったんですけれども、ものすごく分かりやすく、時間まで全部書かれていまして、所々に全部記載していつて、後で評議室で皆さんと討論するのにすごく見やすかったなと私は思っております。

(検察官)

その場というよりは、むしろ後に役に立ったという感じなんでしょうか。

(4番)

いえ。その場で聞きながら、法廷で聞きながら、これを読みながら記載していつて、それで、後でまたそれを皆さんで討論し合って、すごく字が大きかったってことと見やすかったってことです。

(弁護士)

今のお話は非常に関心がありまして、冒頭陳述を弁護人がメモを書くときに、文

字の大きさというのは非常に気にしているんですね。たくさん情報を入れたいときには小さい文字，大きい文字だとみんなに見てもらえるということで，悩むんですが，４番さんとしては，大きい文字のほうが分かりやすくて見やすかったという印象なんでしょうか。

（４番）

はい。それ，色も付いていましたので，すごく分かりやすかったです。

（６番）

カラーだったんですか。

（４番）

カラーでした。いろんな色が入っていました。

（司会者）

じゃ，裁判官のほうから何かあれば。

（裁判官）

恐らく３番さんと５番さんは同じ裁判官のチームだったと思うんですが，冒頭陳述をやっているときには何も書面は配らない，見ないで実際，その場でやってもらって，後で書面が配られるという方式だと思うんです。だから，やっているときには見ていなかったというのが，正しい記憶じゃないかなと思うんですけれども，私が聞いている限りでは，そういうことを聞いているので。

（６番）

それ嫌だな。

（裁判官）

ほかの方は恐らく冒頭陳述が始まる段階で，既に書面を配付されて，手元にある段階でこの冒頭陳述を聞いているということではないかなと。そこにちょっと違いがあるんじゃないかなと思います。

まず，選任手続のときを思い出していただきたいんですが，選ばれるときですね。候補者からいきなり選ばれて，部屋に呼ばれたときなんですが，あのときに裁判長

から説明がありまして、有罪か無罪かどうか、あるいは、刑を決める基礎となる事実があるかどうかについては、証拠によって認定しなければいけないという説明があったと思うんです。それは、その後、評議の中でも繰り返し説明があったかもしれないんですが、その証拠には、この冒頭陳述は含まれないということはよろしいでしょうか。その冒頭陳述の紙に書いてあることだけでは、有罪、無罪とか、あるいは、刑を決める基礎の事実としてはいけないということはよろしいですか。

(1 番及び3 番ないし6 番)

はい。

(裁判官)

冒頭陳述の話になるんですが、冒頭陳述は一体何のためにするのかということがございまして、その後、始まる証拠調べのガイドみたいなものです。ハイキングとか旅行に行くのであれば、地図みたいなもので、その後、本番の旅行とかハイキングとかの、実際、歩いたり見たりするときのガイドとして、今、これからこんな証拠調べがありますよと、皆さんが事実の認定の基礎にする証拠を見るんですけれども、そのときにどんなことに気を付けて見たらいいのかと。例えば、観光だったら、ここに有名なお寺がありますよっていうことをあらかじめ地図で知っておいて、実際、本番で、これがあのお寺かというふうに見るわけですね。証拠調べのときも、どんなことがこの事件で問題になっているのかなっていうことを頭に置いてほしいということで冒頭陳述をするわけですね。

例えば、被告人と被害者で実際、どんなことをされたか、犯行の点について争いがありますというところで、検察官は、例えば10回刺したと言っていると、ところが、被告人は1回しか刺していないと言っていますということが、ここがちょっと問題になっていますよというところさえ分かれば、あとは実際の証拠調べで、被害者の話を聞いたり被告人の話を聞いたりするときに、どっちの話が本当なんだろう。正確には、被害者の言っているとおりなんだろうか、そうじゃないんだろうかというところを見てもらうんですね。そういうガイド的な意味があるわけですね。

そのガイドとしての機能を果たしたのかどうかというところが、すごく冒頭陳述では問題なんですけれども、いかがでしょうか。その後の証拠調べをよく理解する上で、皆さんがそれぞれ御覧になった冒頭陳述、それを前に配っていることもありまし、後から配ることもあると思います。

実際、その冒頭陳述を聞いて、その後、本番の証拠調べを見て、その証拠調べのときに自分たちがポイントを分かるような地図、ガイド、冒頭陳述だったかっていう点ではいかがでしょうか。これはどなたでも構いませんが、そこをちょっと教えていただけるとありがたいです。

(5 番)

検察の冒頭陳述は、そういう意味では分かりやすかった記憶があります。この後の証拠で何とかしますとあって、たしかおっしゃったので、それはめり張り付けてそういうふうに確かに言っていたなという記憶がありますね。

(裁判官)

なるほど。

(6 番)

最初、これを見た時は、ざっと「ああ、こんな感じの事件だな。」と思ったんですけれども、実はもっと複雑で、評議のときにみんな、生い立ちから経緯までの順番がまとまらなかったんですよ。ここでこういうことがあって、こういうことがあってっていうのが、これを見ながらやるんですけれども、ひっくり返ったりしていて、もうちょっと、この、半分じゃなくて、もうちょっと詳しくあったらよかったかなっていうのはありますね。最初に。事件が複雑過ぎたのか、私は初めてなのでよく分からないんですけれども、私的にはちょっと複雑過ぎるなっていう、単純な事件ではなかったなという内容で。それなら、もうちょっと詳しく入れてもらえると、評議のときもスムーズにできたなっていうのはあります。今、ガイドと言われたので、ちょっとイコールにして考えると、ちょっと少ないかな。裁判の内容というか、その人の関わりによって違うのは何ですか。事件の内容によって、一方では多く

書かれていて、一方では、事件の内容も違うでしょうけれども、でも、一方は半ピラでとか、何枚もありますって、この差はどこで。普通、基本のベースってないんですか。

(裁判官)

方針だけがあると考えたらよいのでは。こういうガイド、その後の証拠調べを理解するガイドとか地図みたいなものとして、どんなものがあるのかというところを今、考えて、実際、それぞれの事件でつくっているところなので、全部同じっていうことになる、なかなかまだいかないうところだと思うんですよね。

(6 番)

同じというか、今度、流れとか基礎ベースというか、基本ベースとかっていうのがありますよね。大体はあるんでしょうけれども、ただ、もうこの制度になって何年ぐらいですか。大分たちますよね。

(裁判官)

7 年。

(6 番)

ですよ。たちますよね。なので、もう基礎、ある程度のそういうベースがあつて、ここまでっていう見本じゃないですけども、あると思うんですよ。皆さん、勉強できるんで。あるんじゃないか。ないのが不思議だなんて思っています。

(裁判官)

今、6 年半ぐらいになるんですけども、耳が痛いお話で。

(6 番)

逆に、私は何か不思議です。今、事件とその関わる方によって、こんなに差があるっていうのが。普通は大体のベース、一緒じゃないとおかしい。あると思いますよ。冒頭陳述というのはあるかもしれないですけども、こういうところまで入れたほうがいいよとかって、ないんですよ。だから、こういうことができているんですよ、って感じなんですけれども。

(裁判官)

そのための意見交換会ってところがございまして。

(6番)

いや、それもそうだと思うんですけども、それにしても、ちょっと年数もたっているのになって今、ちょっと不思議に思いました。

(裁判官)

分かりました。

(司会者)

それでは、冒頭陳述の話はこのぐらいいたしまして、証拠調べの話に移りたいと思います。

冒頭陳述で、大体どういう事件であるかということの概略を頭に入れてもらって、今度は具体的な証拠調べをして、そこから、事実がどうだったかということを認定していくという段階になるわけですけども、この証拠調べには、例えば書証、書面を朗読して調べるものとか、あるいは、証拠物を実際にその場で見るものとか、あるいは、証人尋問と被告人質問と、こういったものがあるとも思うんですが、ここが分かりやすくてできたかどうかというのが、裁判でも一番重要なところだと思うんですが、その点はどうだったでしょうか。

4番さんから伺いたと思います。

(4番)

評議室で、使われた短刀を透明の箱に入れられて目の前で見ました。その中から出して、指紋が付かないようにちゃんとビニールテープになっていたんですが、皆さんでその短刀を持ってみました。結構重たかったんですね。これで刺されたらやっぱり傷を負うだろうなと。傷害で、殺人まで行かなかったんですけども。持たせてもらったんですね。

それから、先ほどの画面とか、それもちょうど分かりやすい、場面、場面で画面を出していただいて、何回も、皆さんが見たいというところをもう一回見せていた

だいたりして、すごく分かりやすかったですね。証拠をしっかりと見せられました。

(司会者)

証人尋問とか被告人質問はいかがだったでしょうか。

(4 番)

すごく分かりやすかったですね。それで、私ともう一人の、二人の方に、結局、マイクを持ってじかに質問していいですよと言われましたので、質問しました。ちょっと手が震えたんですけども。

(司会者)

ありがとうございます。

では、5 番の方に伺いたいと思います。

(5 番)

私のほうの証拠は、まず散弾銃とか薬莢とか、そういうのは当然確認をして、やはり持たせてもらったりとか、そういうことはしたりして。あとは、書類の棺桶を購入、どうだこうだとか、被告人が逃げたときの写真だったりとか、写真でレンタカーの写真とか、何かいろいろ、いっぱい確かに証拠はありましたね。その目で見える物だとか、ビジュアル的に見る書類のコピーとか、写真とかっていうのはよく理解ができて、流れに沿って確認はできたのかなと思います。

証人尋問のところですかね。証人尋問は何人か出てきて、あと、鑑定人の方とかも出てきて、身元引受人とかっていう方まで、何かいろいろ入れ替わり立ち替わり、四、五人出た方がいたような気がするんです。

(司会者)

5 番さんの事件は、証人の数がかなり多かったですね。

(5 番)

多かったですね。実のお母さんだったりとか、親戚のおばさんだったりとか、精神鑑定人とか、身元引受をずっとやっていた方とか、何人かが来ていましたね。

中心は実のお母さんが、幼少期、犯人になってしまった自分の息子が、亡くなっ

た父親からどれだけひどい仕打ちを受けていたかといったようなことを中心に弁護側が話したり、それに対して今度、検察の方が応酬したりとかっていうことで、かなり実の母親とはいえ、2日間にわたってやられていましたから大変だったなというのがあります。両方の証人で出てきたんですね。これを見ると。確かに、何で2日間になったんだと思ったら、弁護人側の証人でもあり、検察官の証人でもありということで、お母さんが出てきていたので。

ただ、そこでのやり取りというのは、いろんな印象を与えちゃうかなとちょっと思いましたね。我々、素人ですから。そのお母さんのやり取りと弁護人のやり取りとか、検察官のやり取りとか、それに対してどう答えたのかっていうので、いろんな印象的に、それだけには左右はされませんが、そういう印象はちょっとありましたね。

あとは、これは直接関係ないんですけども、最後に出てきた身請け人の方っていうのが、非常に、言葉を選んで言うと、非合法団体の人たちみたいな形に私たちには見えて。~~ちやうどお昼を食べて、「この前に、何か怪しげな車で、いっぱい変なのがぞろぞろ降りてきたね。」なんて話をしていたら、それが座っていました。その中の一人が、「私は彼を責任持って受けます。」っていう話をして。さっき、どこかで話が出ましたが、こういう人たちが、向こうも見ているけれども、こっちも見ているわけで、ずらっと何人かいたんですよ。非常に質問しづらい。その方々に対して質問をちょっとしにくかったという印象が非常にありますね。ちょっと特異な人が証人で来たなっていうのがあって、弁護側がああいう方を呼ぶのは、かえってマイナス要因なんじゃないかなと、逆に。どう見ても。~~たまたま車とかいろんなやり取りを見ていたので、これじゃ、反社会的勢力じゃないかななんてちょっと思っていたぐらいなので。~~~~

(司会者)

多分、経緯がいろいろあった事件なので、その関係の立証が行われたんだと思いますけれども、関係者がたくさん来られて、それぞれの証人についていろんな印象

をお持ちになったということですが、やり方としては、捜査段階で取られた供述調書を朗読することによって調べるという方法もありますが。

(5番)

ありました。

(司会者)

実際に本人が来てくれると、印象が分かっていいという感じですか。

(5番)

ただ、食い違いがありましたね、調書と。証人の方とお母さんとの食い違いがあって。「そのときは動転していて、そう答えたんです。」とかみたいな、そういうやり取りが結構あったりしました。

(司会者)

捜査段階で話したと違う話が出たっていうところがあったわけですね。

(5番)

ええ。食い違いがありました。

(司会者)

なるほど。

あと、ほかの経験者の方とも共通する問題なので伺いたいんですが、鑑定人の尋問があったと。これは、被告人を以前に鑑定した方が証人として出てきたということなんですか。

(5番)

そうですね。勾留中か何かに鑑定したんじゃないかなと思います。

(司会者)

精神科医の方ですかね。

(5番)

どういう人だったかな。ちょっとその人の書類がないので。医者、ドクターではなかったような気がするんですけどもね。精神科医なのかな。

(司会者)

いずれにしても、割と専門的な話になるのかなとは思いますが、分かりやすかったですか。どうでしょうか。

(5 番)

ちょっと正直言うと、その話というのは、少なくとも私の中では、あまり中心になり得なかった。中心になり得なかったというのは、恐らくそこで問題があるというふうにおっしゃらなかったし、聞いている我々も、そこはやっぱり考慮すべきだよねというふうにはならなかったんだろうなと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

では、続きまして、6 番の方に伺いたいと思います。証拠調べですが、いかがでしょうか。

(6 番)

証拠調べは、最初、冒頭陳述が簡単だったんですけども、写真とこの文書とで合わせて、印象に残りやすかったなっていうのはあります。ただ、同じナイフとかをこの人は、多分全部で10本ぐらいは持っていたんでしょうけれども、所持している中の押収されたのが5本。あちこちにそういう証拠の、こういうところにもあります、こういうところにもナイフがありましたって言って、写真、出されるのはすごく印象には残るんですけども、ただもう、同じに見えちゃうので、何か「ああ。」という感じで、そういうのはちょっと控え目でいいかなというのありました。ただ、いまだにちょっと思い出すと出てくる絵とか、その写真のあれが、思い出せるんですよね。だから、やっぱり写真ってすごく、目で見て話を聞くんで、これは印象に残るのかなと。字だけだと、読むのが疲れちゃう人、自分はあまり、理解しようとはするんですけども、絵があると、写真とかあると、すごく理解しやすいというのは感じました。

(司会者)

ナイフについては、本数があって、どこにあって何センチのどういうナイフだったという説明が長過ぎたという印象なんですね。

(6番)

そうなんですよ。それがすごい頭に残っているんですよ。事件には関わったんですけれども、重要視しているのはそこじゃないよねっていうのがあって、検察官はそこを訴えているんですけれども、私たちは、「いやいや、そこは違うんじゃない。」って思いましたよ。

(司会者)

そうすると、客観的に明らかなものは、もう、さっとやってもらって。

(6番)

そうです、そうです。

(司会者)

本当に重要そうなところに、もう少し時間を掛けてほしかったということですか。

(6番)

そうです。

(司会者)

あと、今日、初めの頃に伺ったところですがけれども、被告人の患っている精神的な病気に関して十分に説明がなかったという印象だということですがけれども、これは精神科医のお医者さんの証人尋問もあったんですか。

(6番)

ありました。

(司会者)

その説明では、なかなか理解できなかったということですか。

(6番)

専門用語が多くて。それで、自分が、ちょっと難し過ぎて拒否しているのか、分からないので、入ってこない、残らないんですよ。ちょっとこの人は、結構、二

転三転ひっくり返していたんですよ。証人というか、そのときにお話を、「こうだったですよ。」って言うと、「いえ、違います。」って言ったり、「はい。」って言ったり。本当に、どれが本当なのかが分からなくなっちゃって。それで、薬を飲んでいたのでこうだって言っても、でも、文書を見ていたり証拠を見ると、いやいや、正常だよって理解するんですけども。でも、医者は正常じゃない状態ではあったと。でも、時間の差があるよねと。先生が見た時間のときはもう麻痺しているかもしれないけれども、このときは飲んですぐだから。薬の投与をいっぱいしたっていうんですけども、その量も分からない。分からないながらの手探りで、私たちもストーリーを整理していったって感じなんですよ。弁護人の方はもうストーリーとかじゃなくて、生い立ちと、もう病気なんだからみたいな感じです、単純に。

(司会者)

6番さんの事件は、睡眠薬を直前に大量に飲んで、それで精神状態が大きく変わったというような話だったですかね。

(6番)

そうなんです。

だから、その鑑定の先生が、捕まえた翌日だったのか、そこもちょっと覚えていないんですけども、時間がたてば、それはおかしくなるけれども、飲んだ当初だったら、まだ正常、そんなに、「この状態じゃないんですか。」って言っても、「いえいえ、そうなる可能性もなくはないです。」でも、本人は答えている。だから、本当にストーリーを評議のたびに確認するので。それで、時間がすごくなかった印象はあります。本当にストーリーを確かめ、確かめ。間違えちゃいけないんで、こういうふうにやっていて。いや、でも、こういうふうに言っていましたよねって言って、裁判員の方たちと本当に話し合って整理していたので、本当に難しかったですね。そういう部分では。

(司会者)

時間に応じて精神状態が変わる事件を、後で振り返って判断するというのは、な

かなか難しいですね。

(6 番)

だと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

では、1 番の方に伺いますが、1 番の方も証拠調べの中で、責任能力に関する証拠は調べられたようではございますけれども、鑑定書だったんですかね。書面で調べたんですか。

(1 番)

書面で調べたか。

(司会者)

精神科医のお医者さんが、直接出てきて説明したという形ではないんですね。

(1 番)

はい。お医者さんはいらっしゃらなかったです。

(司会者)

そんなところも含めて、証拠調べは分かりやすかったかどうかというところを伺いたいんですが。

(1 番)

今、いろいろな方のお話を聞いていて、私が担当したこの事件は、身内で起きた、本当に家庭の中だけで起きたことなので、非常にシンプルで、経過なんかもとても分かりやすかったと思います。

母親が子どもをあやめてしまって、ということは、被害者に言葉がないわけですよ。他人であれば、またちょっと大変だったと思うんですが、本当に家庭の中で、そして、被告人の夫も非常に理解があり、被告人の母親もやはり、これから娘を助けていこうっていう、そういう身内の中であった事件なので、非常にシンプルで分かりやすく、抵抗の少ないものだったのかなっていう感想があります。

ですから、その証拠調べにしても、とてもスムーズに、「だからこうなったんだね。」と、非常に分かりやすかったと思います。そこで、結果を出すのに何を考えるかっていうと、やはり、その母親が子どもをあやめてしまったときの状況を写真で、法廷で、どうやって刺すことになってしまっって、刺してしまったその後の部屋の状況はこんなんで、その後、母親はこういう動きをしたってところから、事件の残忍さを私たちは知ることができたんです。そのときにやはり、本人の今までの人間性とか、そういうものを説明されながら、その状態と事件を起こしてしまったときの状況っていうのが、かなり差があるわけです。差があるっていうことは、やはり病気が原因でとっさにそういうことをしてしまったであろうっていうふうなことを理解するに至ったというか。ですから、本当に本人に悪意が少しでもあれば、受ける側としてはやっぱりもっと刑を重くしなければって、きつと思ったと思うんですね。ですけれども、やはり病気が本当に原因で、こんなことを本当はする人ではないみたいな、そういうふうなところまで突き詰めて証拠調べがありましたので、私たちも、「病気だから、ここは軽減してあげなくちゃいけないんだろうね。」ってことで。

あとは質問ですね。私も、本人に質問させていただいたんですけれども、ちゃんと病気を治して、これから先、子どもさんを責任を持って育てることはちゃんとできるんですかみたいなことを言ったら、「はい。」と、「頑張ります。」っていうようなことを本当に素直に答えてくれるんですよ。そういう意味で、ある意味では、割とスムーズに分かりやすく進んだ事件だったんじゃないかなって思っています。

(司会者)

1番さんの事件は、身内で起きた事件で、証拠調べでも、被告人本人と、それから夫とお母さんと出てきて、大体身内の重要な人はみんな出てきて、お話を伺うことができたということですか。

(1番)

だから、反対に、他人の方の話がちょっと聞きたかったかな、第三者の。そうい

う先生の話なんかも、もっと冷静に見たらどうだったのかっていうことをちょっと聞きたかったっていうのはあります。

(司会者)

精神障害によって、いろんな能力が著しく低下していたというレベルなのかどうかっていうのは、割と判断が難しくて、評議とかでもいろいろ意見が出ることが多い問題かとは思いうんですけれども、精神科医の先生に直接聞きたいという気持ちはありましたか。

(1 番)

ありました。実際どうなんだみたいのところですね。

(司会者)

ありがとうございます。

3 番の方に伺いたいと思います。

(3 番)

私の場合は、被告人が、再犯なんです。最初は同じようなことでナイフで刺しちゃって、未遂で、2 年の刑期を終えて帰っていらしたという方で、この法廷に出ている間、本当に能面のように感情は全く見られないし、身じろぎもしないし、お人形が置いてあるような感じで、ちょっと精神状態が分からない感じなんです。だけれども、証人のお一人は、最初にいらした方は、本来だったらこの方が刺されていたはずの方が証人で、刺された方はいろいろショックが大きいので出てこなかった。でも、このグループホームで、独立させるためのグループホームという NPO 法人の方なんですけれども、単純に偏見なしに見て、「この人、態度でかいよな。」みたいな感じの方なんです。これだったら、被告人はすごく抑圧されている感じがあって、この被告人は、何でもできる、もう独立できるくらいよく分かる方で、大したことありませんって言っているんですけれども。次の証人はお医者様です。精神科医で、その方の前で、連れていったときに、「この人は入院させてください、おかしいから。」みたいなことを目の前で言っているんですね。そういうところが、私、冷

静に判断したいんですけれども、どこか右脳のほうが動いちゃっていた。それで、もっと論理性がなきゃいけないと思いつつ、「何かこれ、かわいそうな被告人だな。」みたいな感じもあるし。

若い方だから、お医者様だったら、ずっと長年、診ているんなら、生理の前後は異常な、多少、波の激しい状態になっているんじゃないかと思って。それは、裁判長さんが、「じゃ、聞いてごらんなさい。」と言われて、法廷で伺ったんですけれども、「いや、それはありませんよ。」と言われたんです。それも、私、医師として、患者に対する愛情って全く見られないんです。お医者様ってこんなもんなのかな、精神科医っていうのは。けなしているみたいですみません。愛情は両方とも感じられなくて、むしろ、持ってきた、刺した包丁っていうのは、先は丸いし、刺した途端にぼろっと柄が折れて取れちゃったくらい、大した包丁じゃないのでやっているし。だから、やっぱり精神の病気っていうのは本当にいろいろ違うけれども、でも、だからといって罪を軽くするってことはできないというふうに思ったときに、何かむなしさ感じました。

この人の長い人生、これから5年でしたかしら、出てきて、再犯じゃなくて再々犯、3度目をしないとは言えないような感じだったので、一般人としては、その後のほうが大事だと思っていたんですけれども、そういうことは一切、裁判所では考えちゃいけないことなんだなっていう、何かむなしさというか難しさを感じました。

(司会者)

3番さんの事件で証人として出てこられたのは、被害者とは別の職員の方で、きっかけになったのが。

(3番)

本来なら、この人が刺されているはずなんです。けれども、その人を刺したいと思ったけれども、その人がいなかったんで、二人のうちのもう一人を刺しちゃったというわけ。

(司会者)

実際に刺された方は出てこれなかったわけですね。

(3番)

はい、出られなくて、ショックで。

(司会者)

その方のお話を聞きたいということは。

(3番)

聞きたかったですね、本当は。

(司会者)

そういう気持ちはありましたか。

(3番)

はい、ありました。声だけでも。文書でもらって、検察官の方が朗読はしたんです。でも、それよりむしろ声で、刺された人の話は聞きたかった。

(司会者)

3番さんにもう一つ伺いたかったのは、冒頭陳述の話でもあるんですけども、中止未遂というのが問題点になっていたと思うんですが、この中止未遂というのはどういうものかというのは十分に理解できたかということと、それから、証拠調べで、その点の判断ができたかということなんですけれども、中止未遂というのは初めてですね。それについての分かりやすい審理ができたかというところを伺いたいのですが。

(3番)

御説明はいただきましたので、一つ一つ。いろいろ御説明は裁判長さんにいただきました。それはとてもよく分かりました。

(司会者)

分かったということですね。

(3番)

はい。

(司会者)

証拠調べについて、また弁護士の先生、検察官、裁判官から何かあれば。

(弁護士)

1点だけなんですけれども、弁護人の尋問技術というのは、とにかくよく問題になっていて、なかなか分かりにくい尋問だになっていうふうに言われることがままあるんですが、今回、どうだったでしょうか、弁護人の尋問の仕方というんですか、態度も含めていろんな点で、何か御感想的なものがあればと思うんですが、1番さん、どうでしたか、3人ぐらい尋問があったと思うんです。被告人質問を入れて4人いたと思うんですけれども、弁護人の尋問の仕方というので、何か気になった点とかはありませんでしたか。

(1番)

裁判長さんに何かちょっと怒られているみたい。やっぱりいわゆるとんとんと説明、どんどん運んでいけばいいんですけれども、どうも、「何で。」って、「もっとこの段階でこうやらなければいけないでしょ。」って、私たちでも、えっと思うようなことをやはり裁判長さんがみんなの前で指摘されたときに、こういうのがあるんだなっていう、そういう手際がちょっとよくないっていうこともあるのかなと。

(弁護士)

それは、具体的にそういう手際の悪さで、実際、やはり裁判員の皆さんも分かりにくい尋問に思われたのか、それでもやはり十分、分かっていたのか。

(1番)

そうですね。ちょっと、えっと思う。そうじゃなくて、順番が違うんじゃないかなっていう、その質問の順番が。そうすると、やはり直されて、質問し直されていきました。

(司会者)

じゃ、検察官も何かあれば、どうぞ。

(検察官)

証人尋問って大体どのぐらいの時間がよいかなというところは、今回見えますと、割と60分とか、かなり長めの90分とか、検察官尋問だけで60分、90分とか取っている、5番さんとか6番さんですか、ケースが多いようなんですが、そういう長時間の尋問、一体どのぐらいまでがしっかり聞いていられたかなみたいなのは、もし言っていただけると。

(5番)

中身じゃないですかね。時間ではない気がしましたけれども。

私のところは、確かに長かったんですけども、裁判長がたしか休憩を入れてくれた記憶があるんですよ、少し長くなるときに何回か。あと中身も非常に核心のところの証人尋問なので、長いとは、多分みんな感じていなかったんじゃないかなと思います。

ただ一点、皆が言っていたのは、検察官が早口で聞き取りにくいって。声は頭から出て、早口で聞き取りにくいというのが、そこが非常に不評だったというのが、すみません、本質とは関係ないんですけども。でも、聞いている上では、本当に聞き取りにくかったんですね。そこはちょっと、もう少し聞き取りやすく、ゆっくり話していただけるとよかったかなというのは、せっかくなので思ったところですね。

(検察官)

声の大きさよりも、ちょっとゆっくりのほうの方が分かりやすかったと。大きさとかいうよりも。

(5番)

そうですね。何しろ早口だったですね。特に一人の方が。

(4番)

私の場合は、検察官の方がすごくはっきりと、ゆっくりと、すごくいい感じで述べていただいて、分かりやすかったです。

(司会者)

裁判官からありましたら。

(裁判官)

証拠書類に関してなんですけれども、先ほど6番さんから、時間の流れが非常に分かりにくいというお話がありましたね。

(6番)

はい。

(裁判官)

時間の流れとか時系列、時間の順番を示したような証拠っていうのはなかったですか。

(6番)

一番初めの冒頭陳述で載っているんですけれども、そこが、結局、証人なのかな、お母さんが出てきたんですよ。その現場にいた。そのお母さんも実は精神的な病気で、その事件当日のことをもう忘れちゃっていると。被告人もこの状態じゃないですか。なので、事件当時に、検察官の方かな、質問して聞いている証人と、いざ実際、法廷の中で話しているのが変わってきちゃっていたんですよ。それで、検察官も、あれっていうのが出てきたり、「この時は言っていましたよね。」っていうんですけれども、結局、それも睡眠薬を投与しておかしくなっているときなのか、もうそれが正常になっているのか、そういった状態の中で、これはっていう感じで。だから、結構、どこが正常だったのかが分からない。

(裁判官)

そうすると、エピソードとか時間とか、事件の順番を示すような証拠っていうのはなかったんですか。

(6番)

そうですね。

(裁判官)

ほかの方で、あった方はいますか。一覧表みたいな形で、事件の順番、エピソード

ドの順番になっている証拠がなかったか。冒頭陳述ではなくてですね。

(6 番)

それがあると、すごい分かりやすいですね。

(裁判官)

よく、人の話を聞いて、それを時間の順番に理解するのは難しいということは、一般的にいわれているし、逆に話す方も、なかなか時間の順番で話すのは難しいといわれているので、6 番さんの言っているのはよく分かるんです。

(6 番)

ただ、時間もそうなんですけれども、時間というよりも、その間隔じゃないですか。時計を見なければ、時間っていうのは何時とかって言えないので。だから、その行動が、また違っていたんですよ。検察側が言っているのと弁護人が言っている内容とが、すごく内容が違ったり、本人が聞くと、いえ、違いますみたいな、その行った部屋の、要するに、刺す前に自分はどこに行動したっていうふうに言うんですけれども、検察側が、「こうでしたよね。」って聞くと、「はい。」って言ったり、「いいえ。」って言ったり。だから、その中での裁判だったんで、ちょっと本当に時間が足りなかったです。

(裁判官)

もう一つ、これも6 番の方が最初におっしゃっていたことなんですけれども、実際、証人とか被告人に裁判員として質問するっていうのは、なかなか難しかったり、あるいは、その状況的に、傍聴人からプレッシャーがあったのか、しにくいとか言いましたよね。そのときに、代わりに自分が質問したいことを裁判長、あるいはほかの裁判官から質問してもらっていることはなかったですか。御自身が疑問に思っていることがあるけれども、それを直接聞くのは聞きにくいし、どう聞いたらいいかわからないと。その点は、例えば代わりに、裁判長とか裁判官に質問してもらうということはなかったですか。

(3 番)

それはなかった、というよりむしろ、評議室に戻って評議してみんなの意見をまとめてくださって、それじゃ、この意見については1番さんの発言はこうだったから、あなたが法廷で質問したらいかがですかと。それを、裁判長さんがそう話している間に、二人の裁判官の方が要旨だけメモに書いてくださって、その方に渡して、最悪、詰まったら、それを見なさいという助け船があったので、それでも詰まっちゃって、どこ見ていいか分からなくなった方もいたので。でも、割合とそこはスムーズにちゃんとやってくださったように思っています。素人の一般の人ではとてもできなかったと思います。

(5番)

同じ裁判長ですかね。私のところも全く同じやり方ですね。評議室で、誰か質問したい人っていうので、じゃ、こういうことって決めて、それから、出ていったみたい。大体、事前にそれをやってから臨んでいったみたい。大体、発言はスムーズにできたと思うんです。

(6番)

私の裁判のときの法廷は、これだけの日数で質問したのは、私だけなんです。怖かったんですけども、文章を仮にちょっとメモで書いて、そのタイミングで手を挙げて質問したのが私だけだったですね。実は。あとの皆さんは一切。多分、質問をどうしていいのか、評議の中では話すんですけども、難し過ぎたんですかね。

(5番)

誰が質問するのかって決めて、戻らないんですか。

(6番)

質問も何も、そういう話にならなかったです。とにかく時系列、常に評議に行くと、またここで整理して、「今度、何か薬飲んでいたよね。」とか、「あれ、このタイミングで薬飲んでいるよね。」とか、ころころ変わっていたんですよ。だから、タイミング的に話のストーリーの中に埋め込んでいって、また埋め込んでいって、「ここ、

ひっくり返っているね。」とか、こうやっていって、「一つの事件がやっと見えたね。」
ってというのが、最後の最後だったんですね。

(裁判官)

ありがとうございました。

(司会者)

では、論告弁論のほうに話を移らせていただきたいと思います。

論告弁論は、証拠調べの結果を踏まえて、検察官、弁護人として、それぞれ事件をどう考えるかということを意見として述べていただいて、併せて、検察官の場合は求刑をします。弁護人も結構多くの事件で、弁護人としての刑の意見を述べられることが多いのが最近の傾向だと思いますけれども、この論告弁論がどうだったかということについて伺いたいと思います。

皆さんの論告弁論を見ていると、量刑の前提となるグラフに言及されているものも結構あるように思うんですが、そういった点についても感想をいただきたいと思います。5番の方、お願いしたいと思います。

(5番)

今回、4日間で、時間をかけてやっていただいたので、内容については十分理解をして聞くことができたと思います。したがって、特に検察側の論告要旨は、すみません、これは今、おっしゃったのは何でしたっけ。過去の何か。

(司会者)

量刑のグラフですね。

(5番)

量刑グラフで出して、こうだというふうにおっしゃっていましたがけれども、それに対して弁護側は、それはどうだこうだと言っていましたけれども、中身的には、いい悪いは別として、理解はできました。

それで、弁護側のほうがやや少し分かりにくかったですけれども、それまでの総括的なところで、情状を中心に減刑って言っているんですよね、そういうことを主張

されていて、最後、検察官の量刑分布は適切じゃないよみたいな話をして、結論付けたことを弁護側はおっしゃっていたといったことで、全く相反する、結論的にはそういうことをおっしゃっていましたが。中身的には、もう、いろいろやり取りして聞いた後だったので、それぞれが何を中心にして言っているかっていうのは理解できたつもりでいました。

すみません。弁護士の方にさっき言い忘れちゃったんですけれども、冒頭陳述、弁護側、パワーポイントというお話があったと思うんですが、私はあれはあったほうがいいかなと思いました。すみません。ちょっと付け加えて、余談です。

(司会者)

5番さんの論告と弁論が、それぞれ引用しているグラフが異なるものだったということですかね。

(5番)

そうだったと思います。はい。

(司会者)

そうすると、それぞれ、違うグラフをもとに、これくらいがいいという話をしていたということでしょうか。

(5番)

そうですね。検察側が使っているもととなるものが、件数が少なくて、暴力団の事件じゃないかなんて書いてあったんですけれども、要は、サンプルとしては不適切だみたいなことを、弁護人の方は言っていました。

だから、それは、私たちは、じゃ、もう一方から見ると、どういう意見があるんですかというのを、たしか裁判官と見た記憶がありますけれども。

(司会者)

それぞれ違うグラフを持ち出したことについては、それで混乱みたいなことはなかったですか。特に、分かりにくいとか、そういうことはないですか。

(5番)

そこは、裁判長が理解をさせてくれたので、こういうことで、それぞれこういうことを言っているんだよって、たしか、してくれたと思うので、そこは、いろんな見方があるんだなという印象はありましたけれども、理解はできました。

(司会者)

ありがとうございます。

では次に、6番の方に、同じく論告弁論について意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(6番)

ある程度話がまとまって、皆さんで話していたんですけども、考え方一つで、懲役の年数とかがこれだけ差が大きいっていうのが感じられたところではありましたね。

評議のときに、パソコンで私たち、グラフとあと検索する内容、殺人と何とかって、いろいろ家族とか何か検索すると、ばあっと出てくるみたいで、それでパソコンで見せてもらって、このくらいが想定内なんだなというのが、すごく勉強になりましたね。こういう統計取れているんだって。

(司会者)

6番さんの論告弁論も5番さんと同じように、それぞれが、検察官と弁護人が、この条件での検索によるべきだと言っているところが、ずれがあって。

(5番)

ありました。

(司会者)

検察官は怨恨だと言っていて、弁護人は家族関係だと言っているというのが、論告弁論のメモからは分かるんですけども、この点はどうだったんですか。それぞれが違うことを言っているというのは。

(6番)

とりあえずストーリーの中で、自分たちでまず把握しましょうっていう感じだっ

たんですよ。なので、「ここは、こうだったよね。」とかって確認し合うんですよ。弁護側の人はいくうふうに言っている。でも、自分たちはどうだろう。検察側はいくうふうに、この事件に対してこう言っている。じゃ、自分たちはどうだろうというのなので。

(司会者)

証拠に基づいて自分たちで、いくういふ事件で、いくういふ動機だったからってことは十分に議論できたから。

(6番)

そうなんです。

だから、あまり、申し訳ないんですけども、検察官がこう言っているからこう、弁護人がこう言っているからこうっていうのではなくて、これは参考として見ているだけでした。

(司会者)

ありがとうございます。

では、1番の方に伺いたいと思います。論告弁論はいかがでしたでしょうか。

(1番)

争いがなく証明が十分であったっていうことで、非常に、割とすんなりで行ったんですが、やはり検察官の方はさすが厳しいなっていうふうに思ったんですが、でも、結果、懲役5年、執行猶予3年で、非常に、条件がきちんと病気を治すいうことで、割とゆるやかな判決だったと思います。

(司会者)

懲役3年、執行猶予5年ですね。

(1番)

そうです。反対でした。

(司会者)

これ、刑を決める際の手掛かりというか、何か先ほどグラフを、論告弁論で引用

されている例もあったんですけれども、1番さんの場合はどうだったですか。

(1番)

事実関係はとにかく本人がしっかり認めていましたので、それプラス、家族の支援がしっかり約束されているっていうことで、この執行猶予5年、懲役3年になったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

では次に、3番の方に伺いたいと思います。いかがでしたでしょうか。

(3番)

今、ここにファイルでいただいた表で、とてもこれ、分かりやすいのと、懲役6年、求刑されているということで、それが多いのか、少ないのか、分からなかった。確かにパソコンで、それから、紙にちゃんとしてくださって、この年代のこういう事件ではこのくらいですというのが出ていて、それは非常に素人としては参考になりました。

それで、本人は、もう警察へちゃんと「やりました。」って言いに行っているんですけども、それは包丁を買ったりした、使わなかったんですけども、買った包丁は自分の部屋へ置きっ放しで、その折れちゃった包丁を使っちゃったというのと、それから、出る前に、もうちゃんと、やる前に出頭する荷物はつくってあったの。そういうことがあって、出頭したからというあれはないということで、御説明がよかったか、あるいは、6人がみんなすんなりと分かったのか、御説明がよかったと、一番分かっていないのは私だったと思います。どうしても、情のほうへ行きそうなのをちゃんと修正していただいたっていうのもあります。

(司会者)

検察官も弁護人もそれぞれ、分かりやすくやっておられたということなんだろうね。

(3番)

私、最初、このあくびで弁護人のお顔を見るのも嫌だったんで、書面だけ見ていたんです。私が全て理解して納得できて、結果的には私、ちょっと落ち込んだ面もあったんですね。もっと論理性がなきゃだめなので。そういうのを除けば、私が一番よく分かったのは、評議室での裁判長さんの御説明、それから、言葉、一言一句、非常に神経を使っていらっしゃるっていうこと、それと、お二人の方がそれをまたうまくまとめて、みんなが分かりやすくしたというのは、これはすごいなっていうのは、いまだに思っています。

(司会者)

ありがとうございます。

(3番)

これはごますりじゃありませんから、ちゃんと思ったとおりです。

(司会者)

では次に、4番さんに伺いたいと思います。いかがでしたでしょうか。

(4番)

私の場合は、弁護側も検察官もお互いに銃刀法違反は認めていました。殺意があったか、なかったかでいろいろ討論したんですけども、先ほどのナイフの件で、被害者の方がすごく傷を負って、その傷が本当かどうかっていうのを裁判官の方には、定規を持って試していただきましたし、一言、一言に裁判長さんが分かりやすくかみ砕いてまとめていらして、裁判官のお二人が、やはりすごくサポートされて、すごくいい雰囲気で、分かりやすい裁判だったなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

時間が大分押してきたんですが、論告弁論について、検察官、弁護士から何かあれば伺いたいと思いますが、検察官、いかがですか。

(検察官)

ちょっとこれも、4番さんになるんですかね。どうしても量が気になっちゃうん

ですけれども、この4番さんのときの論告ってかなり、A3、4ページという、かなり長大なものをつくっているんですけれども、これはこのぐらいの量でも十分。

(4番)

量が多かったのは、やっぱり字も大きかったせいかと思うんですけれども、ものすごく分かりやすく、先ほど申しましたように色も付いていたし、すごく気持ちですが、色が付いていることで気持ちが軽いつて変ですけれども、何か見やすいのと、裁判をやっている割には、気持ちよくって変な言い方ですね。何か分かりやすかったことが、すごく皆さんで評議しやすかったかなって思いました。

(検察官)

見やすければ、少々、量は多くても気にならないということですかね。

(4番)

はい。

(検察官)

割と、別ので、1ページにということで、ぐっと詰め込んでいるようなタイプのものも、例えば1番さんのものなんかは、かなりぎゅっと詰め込んだ感じで、とにかく1枚にっていうイメージがすごく強いんです。意味合いとしては。

(1番)

はい。ただ、割と容量が、そんなにたくさんないと思うんですね。これ見て、字もそんなに小さいわけでもないし、割と理解したことが載っているなっていうふうに思いましたけれども。

(司会者)

千歳弁護士、いかがでしょうか。

(弁護士)

1点だけ。4番さんがちょうど話があったので。

弁論メモというものをつくって、提出をするんですが、評議の際に、この弁論メモを見返す機会というのは、どれぐらいあるんでしょうか。

(4 番)

結構見返しましたね。最後に判決を決めるときに、6 日目のときに、裁判長さんが、それではもう一回ってことで、全部見直して、一言、一言、「これは皆さんでこう決めましたね。」ということで、段階を決めて、だからこういう結果になったんですよということでもって、皆さんが納得してきたんです。だから、すごく何回も見直しました。

(弁護士)

なるほど。ということは、この弁論メモに書かれていることを見直したということで、証拠みたいなものが一つ一つ指摘されているけれども、そこまでは、さすがに全部は見られないので、弁論要旨が中心となっていたんですかね。

(4 番)

そうですね。証拠は目の前にずっとありましたから、細かいことまで全部です。

(弁護士)

分かりました。

(司会者)

それでは、時間が少なくなりましたが、評議の話に入りたいと思います。

先ほどの論告弁論のところで、実質的にそれに基づいた評議の話もされていたので、それに付け加えて何かあればということで伺いたいと思うんですが、まず、6 番さんから伺いたいんですが、6 番さん、最初に、評議の時間が短かったということ言われていましたので、多分、評議時間をどの程度設定するかというのは、裁判所側で事前に主張の状況を見て、大体このくらいが必要だろうというところを考えながらやっているところだと思いますが、長過ぎてもいけないし、短過ぎてもいけないし、また、やってみないと分からない部分もありますので、なかなか難しいんですが、どうでしょうかね。少し余裕をもって時間を設定したほうがいいという感覚でしょうか。

(6 番)

はい。というのも、6人プラス2人じゃないですか。

(司会者)

はい。

(6番)

私が受けた、このチームというか、やったのが8人と裁判官の方3名で11名で、全員で話し合いをしていたって感じなんです。裁判官の方は話を聞いてまとめたという感じなんですけれども。8人の意見を毎回聞くので、結局、1番の人はゆっくり、ある程度の時間をどのくらいとっているかとか、見ますけれども、だんだん後半になってくると、そろそろ時間だから、言いたいことが何か焦ってくるんですよ。もうこんなに話せないよな、みんな話したからなみたいな。何か変な気を使う、私は。そんなタイミングもあったりとか。あと、みんなもうちょっと意見を、そういうのでわあっと話していると、結構皆さん、話すんですけれども、そういう時間もあまり取れなかったりとかだったんで、その事件の内容とかかもしれないですけれども、もうちょっと欲しかったなっていうのはあります。そこは。

(司会者)

分かりました。

そのほか評議については、何か感想とかございますか。

(6番)

年齢がまちまちじゃないですか。

(司会者)

ええ。

(6番)

それで、男女も違う。そうすると、生きてきた時代というか、その年齢の層で、考え方がやっぱり違ったりとか、男女でやっぱり考えが違うなっていうのがすごくあって。そんな印象で、評議のほうはお話をさせてもらいながら終わらせましたけれども。

(司会者)

ありがとうございました。

時間がなくて、十分評議できないというのは、非常にゆゆしき事態で、今日もちよっと時間がなくなってきたので、同じような気持ちになっているんですけども、やっぱり十分に議論できるということと、それから、言いたいことが十分に発言できるということが大事なところかと思ひまして、裁判所としても常々その点に気を付けているところなんです。

じゃ、1番さん、評議についていかがでしたでしょうか。

(1番)

私が担当したところでは、時間がなくてことはなくて、裁判長の方も本当にスムーズに、割と余裕を持っていろんな意見を出していただいて、いい結論が出ましたというふうにおっしゃってくださったので、心残りのことはそれぞれあると思うんですが、時間がなくて意見が言えなかったとか、評議に関しては、そんなに焦るとか、そういうことはなかったように思います。

(司会者)

ありがとうございました。

では、3番の方、お願いいたします。

(3番)

3番の場合は、評議の時間は十分ございました。それで、発言どうですかって言われても、みんな黙っちゃっていて、言わないと、裁判官が、1番さん、2番さん、私、あるとき、すみません、いつも1番じゃなくて、2番からとか3番からに回してください。じゃないと、考えている時間がありませんって言ったことがあるんですけども、時間的には十分評議できているし、最後の言葉もちゃんと丁寧に裁判長さんがうまく言っていましたし、私自身のことを除けば、スムーズだったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

じゃ、4番の方、お願いします。

(4番)

8人の中で、一人、2日目からちょっとリタイアされて、7人になってしまったんですけれども、年齢がばらばらだったんです。いろんな意見が出されまして、私も、そういう意見もあるんだっていう、すごく参考になりまして、でも皆さんでいろいろ寄り添って、意見を出し合って、評議したと思って、時間的にも余裕がありましたし、すごく満足だったなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

じゃ、5番の方、お願いします。

(5番)

私は8日間ありましたもんですから、時間的にも十分でしたし、評議のメンバーも男女比率とか、年齢分布とか、このコンピュータ抽選は本当かっていうぐらいうまくばらけていて、非常に十分に議論ができたんじゃないかと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。

時間が結果的に短かったか、余裕があったかっていうのは、それぞれの事件によって違うでしょうし、ただ、いろいろな背景、職業の裁判員の方がいらして、いろいろな意見を交わすことができたというのは、皆さん、いい経験だったとおっしゃっていただけているようですね。

裁判所としても、なるべく充実した評議ができるように、いろいろ時間配分、あるいは休憩時間とか、そういったものも含めて、話しやすいような雰囲気づくりを心掛けて行きたいと思います。今日のお話も参考にさせていただきたいと思います。

検察官、弁護士から何か評議の関係でございますか。特によろしいですか。

1点だけ伺っておきたいんですが、5番さんが、途中で1回、評議を入れている

スケジュールになっているかと思うんですが、あれはどういうものだったのか。

(5 番)

途中で評議，何日目ぐらいでしたか。はい，入っていますね。

(司会者)

これはどういう理由で，ここに評議が入っているのでしょうか。

(5 番)

理由は分からないですね。理由は分からないですけれども、一旦、多分、いろいろ人もいっぱい出てくるし、流れが複雑なんで、一旦、そこまでをまとめるという意味合いだったのではないのかなと思うんですけれども。

(司会者)

一通り、犯罪事実についての証拠調べが終わったところということでしょうか。

(5 番)

思い出した。この日は、多少、予備的な要素がたしかあったと思います。まとめるぐらいの感じ、中間でまとめぐらいの要素だったと思う。逆に、これがないと、全部一気に行っちゃうと結構厳しかったかも分からないですね。

(司会者)

なるほど。それでは、一通り、冒頭陳述，証拠調べ，論告弁論，評議について感想等を伺いましたので、最後に、裁判員経験者の方に、今後、裁判員に選任されるであろう方にメッセージをいただければと思うんですが。

じゃ、1 番さんからお願いいたします。

(1 番)

最初はやはりすごく緊張感があるものだったんですが、裁判官の方たちがすごく裁判員に意識して寄り添ってくださっているなっていうのをすごく感じました。ですから、緊張しますが、すごく居心地のいい人間関係っていうのかな、そういうものを保ちながら、最終まで終えられたので、本当にどんなレベルの低い質問でもいいんですよみたいな、そういう言い方はしませんけれども、本当にそういうふうな

空気で、寄り添ってくださって、どんな意見でも言いやすいような雰囲気をつくってくださったので、何でもおっしゃったらいいいと思いますというふうに伝えたいです。皆さんに。

(司会者)

ありがとうございます。

じゃ、3番の方、お願いします。

(3番)

私のところは、裁判長さんと裁判官の方お二人が非常にバランス取れているような気がして、比較的和やかにスムーズにお話もできた。感想は、これから受ける方は、ぜひ受けて体験すると、自分の人生がある意味では、私の年でも多少変わって、考え方も変わるし、もう一回考え直すっていうことでは、こういう言葉を使っちゃいけないかもしれないけれど達成感がありました。我々の年代、ある程度の年代になると、ゆとりがある人はお芝居に行ったり、旅行したり、楽しいもの、おしゃべりしたり食べたりで、楽しかったって言うけれども、そういうのが、大変失礼だけれども、「それは楽しいでしょうけれども、達成感はないでしょ。」っていうのを私は言いたい気がして、それ一つ体験したら、何か変わるかと思ったのは非常に大きいし、変わりました、私。

(司会者)

ありがとうございます。では、4番の方、お願いします。

(4番)

私も今も3番の方のおっしゃるとおりに、最初は緊張はしていたんですけども、和気あいあいとして、裁判長の方々の指導もよく、楽しくって変な言い方ですけども、できたと思うんですね。確かにこの年齢で経験したってことは、すごく自分に対してもプラスになりましたし、人生観も変わったんですね。これからの方もぜひ、やってほしいし、確かに達成感があって、もし、万が一、自分がまたこういう機会があったら、もう一回やってみたいなっていう気持ちにはなりました。

(司会者)

ありがとうございます。5番の方、お願いいたします。

(5番)

皆さん、お勤めの方もいらっしゃる、なかなか連続して8日休むのは、私も結構大変だったんですけども、会社のほうが割と、そういうのは公務休暇ということで休ませていただけて、積極的に、ちゃんとやってこいと言ってもらえたんで、きちんとできました。やってみて、実際どうかと言うと、やはり、罪を考える、犯罪を考える、いいきっかけになるのかなと。だから、一人でも多くの人がやっていけば、そういう人が増えていけば、もしかすると、犯罪って、裾野でいけないことっていうことが広がっていくのかなというふうにも思いましたし、やはり命ということの重要さをよく考える、いいきっかけになったのではないかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

では、6番の方、お願いします。

(6番)

裁判所から封書が来るっていう時点で、もうプレッシャーと、どうしようっていう不安と、私は何かしたかなっていう感じだったんですよ。何か法を犯したつけっという。いや、実は裁判員の候補としてって。そこでほっとしたというか、選ばれしっというよりも、ここの地裁で選ばれる確率が500万分の1って、計算したらそれくらいだったんですよ。裁判官とお話ししていて、たしか500万分の1ぐらいですねなんていう話で。その一人に選ばれたってことで。私もニュース、新聞で、事件等を見たり聞いたりして、自分で子どもたちとそれを語ったりしていたんですけども、やっぱりいい経験はさせていただいた。人を裁くっていうことはいんですよね。こういうところでしかないかなって思いました。

裁くっていうことは、責任とプレッシャーの中で自分がどれだけできるのか、どれだけそこで発言ができるのか、どういう思いになるのか、全てが人生の中で、す

ごくためになった。この世の中っていうのも、また、そこで知ることができた。この先のことも、やっぱり考えることができたかなと。今、5番さんが言ったように、命の重さっていうのも、やっぱり再度考えさせられたっていう、いい経験ではないかなと思います。

なので、逆に拒否しないで積極的に取り組んでいただいて、自分の思いをそこにぶつけてもらいたいなっていう思いはあります。

(司会者)

ありがとうございました。

今日、参加されている検察官、弁護士からも、本日のお話を伺った感想を伺いたいと思います。

(検察官)

私たち当事者としては、裁判員裁判の評議の中っていうのは、ちょっとブラックボックスだったので、実際、いろいろ皆さん、正直なことを本当に思ったよりがん御意見を出してやっているんだなってことがよく分かりましたので、非常に大変有意義でございました。

(弁護士)

裁判員経験者の意見交換会は今回、2回目なんですけれども、前回以上に活発で、なおかつ本音のお話を聞くことができて、大変参考になりました。

私自身も何回か裁判員裁判をやっていて、最初の頃に比べて、最近、裁判員の方の裁判を見る目が、心なしか穏やかになってきているように、緊張感というよりは、しっかりと穏やかに事件を見ていただいているというような印象が最近増えていまして、それは恐らくこういう形での意見交換会などを通じて、いろいろな手続であったりとか、やり方といったものをよくしていくという努力の中でこういう結果になっているんだろうとは思っております。その意味では、有意義な交換会ではないかというふうには思っております。

(裁判官)

経験者の皆様には、裁判員裁判に参加したときにも貴重な時間をいただいて、さらに今回、経験者としての意見交換会についてもまた御出席いただいて、貴重なお時間をさらにいただいて本当にありがとうございました。

皆様に今日いただいた金言は、明日から、というよりは今晚からの執務の参考にしたいと思います。どうもありがとうございました。

(司会者)

本日は長時間、貴重な意見をいただきまして、まことにありがとうございました。これで終わりにさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。